

第4回世話会資料 規約改定案について

2023年10月9日

松岡和雄

1. 会長補佐の設置に関わる規定の追加

現在「会長補佐」が選出されているが規約に規定がないので第2章〔運営：活動〕第5条に記載する。

現行規約：

また会の運営に必要な担当者として、会計補佐、渉外、渉外補佐、メーリングリスト管理人、ホームページ管理人を置く

各役員及び担当者は、会員の中からそれぞれ選出され、役員及び担当者は世話役となる

改定案：

また会の運営に必要な担当者として、会計補佐、渉外、渉外補佐、メーリングリスト管理人、ホームページ管理人を置く

また、必要に応じて会長が指名する会長補佐を置く

各役員及び担当者は、会員の中からそれぞれ選出され、役員及び担当者は世話役となる

10 会長補佐は会長が補佐を必要と考えたときに設ける担当であり、主に会長の特任事項を遂行する。←(2~9に10を追加する)

2. 総会開催日の規定の変更

新型コロナ渦前までは規約に従って11月3日にリアルで開催されてきたが、新型コロナ渦対応としてリアル開催を避けリモート開催がなされるようになった。

従来、現役生との直接交流や模擬店の応援等の意味合いもあり11月3日に開催されてきたが、関東圏以外の遠方の会員が参加できない、現役を忙しい最中に参加してもらう負担が大きい等のマイナス面があった。

コロナ渦を過ぎ建学祭が開催されるようになってから遠方の会員も参加可能となったリモート開催が継続され、現役生との交流会は別途設置するような方式に一定の成果が見られている。

以上を踏まえて総会を柔軟に開催するため開催日の自由度を広げるよう規約の第6条を改定したい。

現行規約：

本会は、本会目的をすみやかに遂行する為、原則として総会を年1回開催する
時期は、東海大学建学祭期間中（通常11月3日）とする

改定案：

本会は、本会目的をすみやかに遂行する為、原則として総会を年1回開催する
時期は、東海大学建学祭期間中を含む概ね1週間程度の期間内とする

注) 開催方法については特に記述しない。リアル、リモート、ハイブリッドが考えられるがそれぞれに利点があり、また技術的な課題もあるので今後の状況を見ながら適宜判断していくものとする。

以上